

一般社団法人日本サイコネフロロジー学会 理事・監事選出規程

この規程は、一般社団法人日本サイコネフロロジー学会（以下、「この法人」という。）の定款第21条に定める理事・監事の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出）

第1条 理事及び監事は定款第21条に定める代議員の中から選任する。

（任期及び改選）

第2条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事の改選の手続きは、前項の任期が満了する概ね2か月前に実施するものとする。
- 3 任期中に代議員でなくなった理事及び監事は予定された任期の終結まで任務を遂行しなければならない。また、その間の社員総会にはオブザーバーとして出席しなければならない。

（定数）

第3条 理事及び監事の定数は、定款第20条の定めるところによる。

（選出方法等）

第4条 理事及び監事の候補者は、理事・監事選出委員会の審査により選出されるものとする。

- 2 理事・監事選出委員会は、次の各号の選出委員によって構成する。
 - 1) 委員長 理事及び監事の候補者選出業務を統括する。
理事長あるいは副理事長の中から1名
 - 2) 委員 理事及び監事の候補者選出業務を分掌する。理事の中から若干名
- 3 理事・監事選出委員は、理事会が選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 4 理事・監事選出委員会は、申請書類を作成し、代議員に対してメール等で公示しなければならない。
- 5 理事及び監事になることを希望する者は、公示に従って、申請書類を添えて、理事・監事選出委員会に提出する。
- 6 理事・監事選出委員会は、審査に合格した者を理事・監事の候補者として推薦し、理事会に答申する。
- 7 理事会は、理事・監事選出委員会の答申を受け、社員総会へ上程し、その承認を得るものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、2020年7月4日から施行する。

（2020年6月30日理事会議決）